

県民健康管理調査 外国語等基本調査問診票送付受付について

福島県では、今回の原子力災害を受け、長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる健康増進につなげていくことを目的として、「県民健康管理調査」を行っています。

現在、平成23年3月11日から平成23年7月1日までの間、福島県内に居住された方を対象に、基本調査を行っています。基本調査は、問診票に3月11日以降の行動などを記録していただくもの（行動記録）で、被ばく線量を推計し結果をお知らせするものです。現在、日本語の問診票の発送を順次行っております。

このたび、英語、中国語、韓国語、タガログ語、やさしい日本語の問診票を作成しました。送付を希望される方は、以下の方法により申し出てください。

なお、福島県内に居住の実態がありながら、外国人登録票が県外にある方についても、下記Cの①～③に該当する方については、基本調査の対象となります。

A. すでに日本語の問診票が送られている方

[方法] 下記のホームページより、外国語等問診票をダウンロードして回答を記入し、日本語の問診票とともに、すでに送られている返信用封筒に入れて郵送してください。なお、問診票をダウンロードしなくても、ホームページ上で問診票の翻訳内容を確認しながら、お手元の日本語の問診票に回答して郵送していただいても構いません。

ホームページから問診票をダウンロードできない環境の方については、別紙の送付依頼書の太枠内に必要事項を記入の上、送付依頼書と日本語の問診票を、すでに送られている返信用封筒に入れて郵送してください。

外国語等問診票は、下記のホームページよりダウンロードできます

* 福島県立医科大学ホームページ

http://www.fmu.ac.jp/univ/chiiki/health_survey/index.html

* 福島県国際交流協会ホームページ（多言語サイトあり）

<http://www.worldvillage.org/>

B. 外国人登録票が県内にあるが、問診票が送られていない方

[方法] 問診票発送は完了しています。問診票を受け取り後は、上記Aの手順に従って郵送してください。問診票が届いていない場合は、県民健康管理調査事務局までお問い合わせください。

C. 福島県内の市町村に外国人登録票がないが、以下の①～③に該当する方

- ① 対象期間内に福島県内に住んでいたが、県外に外国人登録票がある方
- ② 対象期間内に福島県外に住んでいたが、県内の事業所や学校等に通勤・通学されていた方(対象期間の一部だけ通勤・通学されていた方も含みます)
- ③ 県外に居住しているが、平成 23 年 3 月 11 日から 3 月 25 日までの間に福島県内に一時滞在された方 (例)ボランティアなどで県外から県内に来られた方 など

[方法] ホームページより問診票をダウンロードして回答を記入し、以下の必要書類を添付の上、下記の送付先に郵送してください。

ホームページから問診票をダウンロードできない環境の方については、別紙の送付依頼書に必要事項を記入し、以下の必要書類を添付の上、下記の送付先に郵送してください。

[必要書類]

- 外国人登録証明書のコピー
- 送付依頼書（問診票をダウンロードして回答した方は不要です）
- Cの該当区分に応じた証明書類等 *については、送付依頼書の証明欄に記入してください

区分	提出証明書類等
①外国人登録票が県外にある県内居住者	対象期間中に福島県内に居住の実態があったことを証明する書類 (例)・アパート等の賃貸借契約書の写し ・水道光熱費等の領収書の写し ・寮や社宅の管理者による証明*
②県外からの通勤・通学者	対象期間中に通勤・通学していたことを証明する書類 (例)・会社の身分証明書の写し(勤務地がわかるもの) ・学生証の写し ・事業所などの勤務証明*
③一時滞在者	平成 23 年 3 月 11 日～平成 23 年 3 月 25 日までの間に県内に滞在したことを証明する書類 (例)・宿泊施設等の領収書の写し ・ボランティアの従事証明 ・事業主等による従事証明や親族等による帰省等の証明*

[書類の送付先] 〒960-1295 福島県福島市光が丘 1 番地
福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター 県民健康管理調査事務局

[問診票送付受付期間] 平成 23 年 12 月 31 日まで(当日消印有効)

外国語等基本調査問診票の送付に関する問い合わせ先(日本語対応のみ)

福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター 県民健康管理調査事務局
電話 024-549-5130(毎日 9:00~17:00)

